

## 社会福祉法人人間東部福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和63年4月15日

社入東福規程第 1号

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人人間東部福祉会（以下「福祉会」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、役員とは福祉会の理事、監事及び評議員をいう。

### (報酬の支給)

第3条 福祉会の役員（以下「役員等」という。）がその業務に従事したときは、報酬を支給する。ただし、地方公共団体の一般職の職員である役員、及び福祉会の職員である役員については支給しない。

2 前項の規定により支給する報酬は、日額（理事、監事、顧問 5,000 円、税務等資格を有する監事 10,000 円、評議員 4,000 円）とする。ただし、1日の内に複数会議が開催された時も、1日額の報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 役員が業務のため出張したときは旅費として費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、実費とする。

### (委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和元年7月31日から施行する。